

# 第4期匝瑳市障害福祉計画

平成27年度～平成29年度

平成27年3月

匝瑳市



# 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	1
3. 計画の期間.....	2
第2章 障害のある人を取り巻く現状.....	3
1. 障害のある人の現状.....	3
(1) 身体障害者（児）の現状 .....	3
(2) 知的障害者（児）の現状 .....	4
(3) 精神障害者の現状.....	5
(4) 難病患者数の現状.....	5
第3章 サービスの利用状況.....	6
1. 障害福祉サービスの利用状況 .....	6
(1) 訪問系サービス.....	6
(2) 日中活動系サービス.....	7
(3) 居住系サービス.....	9
(4) 計画相談支援（サービス利用計画作成） .....	9
2. 地域生活支援事業の利用状況 .....	10
(1) 市町村必須事業.....	10
(2) その他の事業 .....	12
第4章 障害福祉計画の基本目標 .....	13
1. 自己選択・自己決定の保障 .....	13
2. 3障害共通のサービスの提供 .....	13
3. 地域生活移行の推進と就労支援.....	13
第5章 地域生活移行と就労支援の数値目標 .....	14
1. 福祉施設入所者の地域生活への移行 .....	14
2. 福祉施設から一般就労への移行.....	14
(1) 福祉施設から一般就労への移行者数.....	14
(2) 就労移行支援事業の利用者数.....	15
(3) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率.....	15

第6章 サービス事業量の見込みと提供体制 .....	16
1. 障害福祉サービス・障害児通所支援 .....	18
(1) 訪問系サービス.....	18
(2) 日中活動系サービス.....	20
(3) 居住系サービス.....	25
(4) 障害児通所支援.....	27
(5) 計画相談支援・障害児相談支援 .....	30
(6) 地域相談支援 .....	31
2. 地域生活支援事業 .....	32
(1) 市町村必須事業.....	32
(2) その他の事業 .....	37
第7章 地域における福祉基盤の強化.....	40
1. 権利擁護の推進 .....	40
2. 生活環境整備の推進.....	41
3. 災害時要援護者対策の強化 .....	41
第8章 計画の推進・評価.....	42
1. 関係機関との連携強化.....	42
2. 計画達成状況の点検及び評価 .....	42
資料編 .....	43
1 サービス見込み量総括表.....	44
(1) 自立支援給付 .....	44
(2) 地域生活支援事業.....	46
2 匝瑳市障害者自立支援協議会規則.....	48
3 匝瑳市障害者自立支援協議会委員名簿 .....	50
4 用語の解説 .....	51

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

国では、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、制度の整備が行われてきました。

また、各自治体は障害者自立支援法において、障害福祉サービスの提供を確保するため、障害福祉サービスの数値目標や見込量などを定める「障害福祉計画」の策定が義務付けられました。

このため、匝瑳市においても、「匝瑳市障害者計画・障害福祉計画」を策定し、障害のある人の福祉の向上を目指して、各種施策を推進してきました。

本計画は、平成18年度から平成29年度を計画期間としており、第3期計画（平成24年度～平成26年度）が終了するのに伴い、平成27年度から平成29年度までの第4期の計画を策定するものです。

策定に当たっては、第3期計画の現状や課題等を把握するとともに、障害のある方のニーズ等も踏まえ、必要なサービス体制の計画的な整備を図り、障害のある方の生活支援や自立支援に努めるものです。

## 2. 計画の位置づけ

第4期匝瑳市障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」といいます。）第88条の規定による市町村福祉計画であり、障害者計画の中の生活支援分野にかかる実施計画的な位置づけのものとして、両計画の整合性をもって策定するものです。

匝瑳市障害者計画は障害者基本法第11条第3項の規定による市町村障害者計画であり、市が今後進めていく障害者施策の基本方向や目標を総合的に定めた計画です。

### 3. 計画の期間

この計画は、3年を1期として策定するもので、本市では、平成19年3月に平成18年度から平成20年度を期間とする第1期障害福祉計画を策定し、数値目標の達成に向けて計画の効果的な推進に努めてきました。

第2期障害福祉計画は、国から示された基本指針及び第1期計画の検証・評価を踏まえ、平成21年度から平成23年度までを期間として策定をし、第3期障害福祉計画も、国から示された基本指針を基に、第1期計画、第2期計画の検証・評価を踏まえ、平成24年度から平成26年度までを期間として、策定数値目標の達成に向けて計画の効果的な推進に努めてきました。

第4期障害福祉計画も、国から示された基本指針を基に、第1期計画、第2期計画、第3期計画の検証・評価を踏まえ、平成27年度から平成29年度までを期間として策定するものです。

計画期間

平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
<b>障害者計画（10年間）</b>											（目標年度）
<b>第1期 障害福祉計画</b>			（目標年度）								
見直し			<b>第2期 障害福祉計画</b>								
見直し					<b>第3期 障害福祉計画</b>						
見直し								<b>第4期 障害福祉計画</b>			

## 第2章 障害のある人を取り巻く現状

### 1. 障害のある人の現状

#### (1) 身体障害者（児）の現状

匝瑳市の身体障害者手帳所持者数は、平成25年度末現在1,653人で、18歳以上の占める割合が96%となっています。

障害種類別では肢体不自由が913人と最も多く、次いで内部障害503人となっています。等級別には、重度障害（1級+2級=873人）が52.8%、中度障害（3級+4級=592人）が35.8%、軽度障害（5級+6級=188人）が11.4%となっており、重度障害の割合が高くなっています。

身体障害者数の現状

		平成25年度
身体障害者・児	人	1,653
18歳未満	人	66
18歳以上	人	1,587

資料) 福祉行政報告例 25年度末現在

身体障害者の状況（種類別・等級別）

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	人	53	37	5	5	11	7	118
聴覚・平衡機能障害	人	5	29	14	14	0	42	104
音声・言語・そしゃく機能障害	人	0	0	11	4	—	—	15
肢体不自由	人	218	218	153	196	76	52	913
内部障害	人	308	5	55	135	—	—	503
合計	人	584	289	238	354	87	101	1,653

資料) 福祉行政報告例 25年度末現在

## (2) 知的障害者（児）の現状

匠瑳市の療育手帳所持者数は、平成 25 年度末現在で 254 人と増加傾向にあります。

年齢別には、障害児が 65 人（25.6%）、障害者が 189 人（74.4%）となっており、18 歳以上の比率が高くなっています。

障害程度別にみると、重度が最も多く 128 人、次いで軽度 69 人となっています。

知的障害者数の現状

		平成25年度	
知的障害者・児	人	254	
18 歳未満	人	65	
18 歳以上	人	189	

資料) 福祉行政報告例 平成 25 年度末現在

知的障害者の状況（障害程度別）

		重 度	中 度	軽 度	合 計
知的障害児（18 歳未満）	人	22	11	32	65
知的障害者（18 歳以上）	人	106	46	37	189
合 計	人	128	57	69	254

資料) 福祉行政報告例 平成 25 年度末現在



### (3) 精神障害者の現状

匠瑛市の精神障害者保健福祉手帳交付者数は、平成 25 年度末現在で 167 人となっており、その内、2 級が 108 人と 64.7%を占めています。

また、手帳交付者数の他に、入院患者数 85 人、通院医療費公費負担対象者数は 386 人となっています。

精神障害者数の現状

		平成25年度
精神障害者（延べ人数）	人	638
手帳交付者数	人	167
入院患者数	人	85
通院医療費公費負担対象者数	人	386

資料) 海匠健康福祉センター事業年報（平成 25 年）

年度末現在（入院患者数は 6 月 30 日現在）

精神障害者保健福祉手帳交付者の状況（等級別）

		1級	2級	3級	合計
精神障害者保健福祉手帳交付者数	人	26	108	33	167

資料) 平成 25 年度海匠健康福祉センター事業年報

### (4) 難病患者数の現状

平成 25 年度末の特定疾患医療受給者は 267 人、小児慢性特定疾患医療受給者は 37 人となっています。

難病患者などの現状

		平成25年度
特定疾患医療受給者	人	267
小児慢性特定疾患医療受給者	人	37

資料) 海匠健康福祉センター事業年報 平成 25 年度末現在

# 第3章 サービスの利用状況

## 1. 障害福祉サービスの利用状況

### (1) 訪問系サービス

第3期計画では、介護給付として実施される「居宅介護」、「重度訪問介護」、「行動援護」、「同行援護」、「重度障害者等包括支援」を訪問系サービスとして見込みました。

第3期計画の見込み量及び実績（上段が第3期計画の見込み量、下段が実績）

サービス名		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問系サービス	居宅介護	延時間/月	1,389	1,475	1,550
			813	1,103	1,098
		実人/月	56	59	62
			44	58	57
	重度訪問介護	延時間/月	395	395	605
			180	0	94
		実人/月	2	2	3
			1	0	1
	同行援護	延時間/月	130	156	182
			60	39	37
		実人/月	5	6	7
			3	3	3
行動援護	延時間/月	0	0	30	
		2	0	0	
	実人/月	0	0	1	
		1	0	0	
重度障害者等包括支援	延時間/月	0	0	0	
		0	0	0	
	実人/月	0	0	0	
		0	0	0	

※各年度10月実績値

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスとしては、介護給付として実施される「生活介護」、「療養介護」、「短期入所」と、訓練等給付として実施される「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」について、第3期計画で見込みました。

なお、平成24年4月の障害者自立支援法（現 障害者総合支援法）及び児童福祉法の改正により、障害児を対象とする通所サービスは児童福祉法を根拠法とする障害児通所支援として一元化されたため、介護給付としての「児童デイサービス」は平成24年3月末で廃止されています。

第3期計画の見込み量及び実績（上段が第3期計画の見込み量、下段が実績）

サービス名		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中活動系サービス	生活介護	延人日/月	1,132	1,334	1,403
			1815	1993	2,101
	生活介護	実人/月	49	58	61
			83	93	98
	療養介護	延人日/月	30	30	30
			186	186	186
	療養介護	実人/月	1	1	1
			6	6	6
	短期入所	延人日/月	572	605	638
			139	193	176
	短期入所	実人/月	52	55	58
			13	23	20
	自立訓練（機能訓練）	延人日/月	22	22	22
			11	0	0
自立訓練（機能訓練）	実人/月	1	1	1	
		1	0	0	
自立訓練（生活訓練）	延人日/月	22	22	22	
		45	81	56	
自立訓練（生活訓練）	実人/月	1	1	1	
		2	4	3	
就労移行支援	延人日/月	207	230	253	
		181	140	65	
就労移行支援	実人/月	9	10	11	
		9	8	3	

サービス名		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労継続支援（A型）	延人日/月		22	22	22
			0	0	0
	実人/月		1	1	1
			0	0	0
就労継続支援（B型）	延人日/月		759	989	989
			470	599	641
	実人/月		33	43	43
			27	35	38

※各年度10月実績値

日中活動系サービスのうち生活介護については、平成24年4月の法改正に伴うサービス体系の変更により、入所施設においても日中活動事業として実施されることになりました。そのため、在宅の通所利用者だけでなく施設入所者も生活介護を利用するようになったので、利用者数及び利用量が見込み量を上回ることとなりました。

療養介護については、法改正により、重症心身障害児施設入所者の援護の実施主体が県から市へ移行されたことに伴い、利用者数及び利用量が増えたものです。

自立訓練については、知的障害者又は精神障害者を対象とした生活訓練の利用が見込みを上回りましたが、身体障害者を対象とした機能訓練の利用はほとんどありませんでした。

その他の日中活動系サービスについては、新規事業所の開設が少なかったこともあり、利用者数及び利用量は見込み量を下回っています。

### (3) 居住系サービス

第3期計画では居住系サービスとして、介護給付として実施される「施設入所支援」、「共同生活介護（ケアホーム）」と、訓練等給付として実施される「共同生活援助（グループホーム）」を見込みました。

このうち、「共同生活介護（ケアホーム）」については、法改正により平成26年4月より「共同生活援助（グループホーム）」に一元化されています。

第3期計画の見込み量及び実績（上段が第3期計画の見込み量、下段が実績）

サービス名		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居住系サービス	共同生活介護	実人/月	17	17	19
	共同生活援助		19	19	22
	施設入所支援	実人/月	55	58	61
			55	59	58

※各年度10月実績値

居住系サービスのうち、共同生活援助はグループホームの新規開設や入所施設からの移行が進んだことにより、実績が見込み量を上回りました。

施設入所支援については、入所施設数が限られていることから利用者数に大きな変化は見られていません。

### (4) 計画相談支援（サービス利用計画作成）

第3期計画の見込み量及び実績（上段が第3期計画の見込み量、下段が実績）

サービス名		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画作成	計画相談支援	実人数	62	119	177
			71	107	153
	障害児相談支援	実人数	—	—	—
			8	23	33

※実績値＝計画相談支援又は障害児相談支援の支給決定実人数

（平成26年度は11月末現在の人数）

平成26年度末までに障害福祉サービス利用者すべてが計画相談支援又は障害児相談支援を利用できるよう、段階的に相談支援給付の支給決定を実施しています。

## 2. 地域生活支援事業の利用状況

### (1) 市町村必須事業

#### ①相談支援事業

第3期計画量の見込み量及び実績（上段が第3期計画の見込み量、下段が実績）

事業名	実施箇所数		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所
	2か所	2か所	2か所
地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所
	1か所	1か所	1か所
市町村相談支援機能強化事業	3か所	3か所	3か所
	2か所	2か所	2か所

※平成26年度実績値は、見込みで算出しています。

#### ②成年後見制度利用支援事業

第3期計画量の見込み量及び実績（上段が第3期計画の見込み量、下段が実績）

事業名	利用実人数		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見制度利用支援事業	1人	1人	2人
	1人	1人	1人

※平成26年度実績値は、見込みで算出しています。

#### ③コミュニケーション支援事業

第3期計画量の見込み量及び実績（上段が第3期計画の見込み量、下段が実績）

事業名	利用実人数		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
コミュニケーション支援事業	6人	6人	6人
	6人	12人	10人

※平成26年度実績値は、見込みで算出しています。

#### ④日常生活用具給付等事業

第3期計画量の見込み量及び実績（上段が第3期計画の見込み量、下段が実績）

事業名	給付等延件数		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日常生活用具給付等事業	674件	695件	708件
	822件	770件	836件
介護訓練支援用具	6件	6件	7件
	5件	2件	4件
自立生活支援用具	6件	6件	7件
	5件	2件	3件
在宅療養等支援用具	5件	5件	5件
	2件	3件	4件
情報・意思疎通支援用具	5件	6件	7件
	3件	8件	3件
排泄管理支援用具	650件	670件	680件
	806件	751件	820件
住宅改修費	2件	2件	2件
	3件	1件	2件

※平成26年度実績値は、見込みで算出しています。

#### ⑤移動支援事業

第3期計画量の見込み量及び実績（上段が第3期計画の見込み量、下段が実績）

事業名	項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	実施箇所	11か所	11か所	11か所
		10か所	10か所	10か所
	実利用人数	18人	19人	19人
		23人	23人	18人
	延べ利用時間数	2,410時間	2,512時間	2,512時間
		1,984時間	2,143時間	2,250時間

※平成26年度実績値は、見込みで算出しています。

#### ⑥手話奉仕員養成研修事業

第3期計画量の見込み量及び実績（上段が第3期計画の見込み量、下段が実績）

事業名	利用実人数		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話奉仕員養成研修事業	3人	4人	5人
	4人	0人	1人

※平成26年度実績値は、見込みで算出しています。

## ⑦地域活動支援センター機能強化事業

第3期計画量の見込み量及び実績（上段が第3期計画の見込み量、下段が実績）

事業名	項目		平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センター機能強化事業	I型	実施箇所	1か所	1か所	1か所
			1か所	1か所	1か所
		実利用人数	20人	22人	24人
			7人	7人	3人
	II型	実施箇所	2か所	2か所	2か所
			1か所	1か所	1か所
		実利用人数	22人	23人	24人
			25人	27人	31人
	III型	実施箇所	0か所	0か所	0か所
			0か所	0か所	0か所
		実利用人数	0人	0人	0人
			0人	0人	0人

※平成26年度実績値は、見込みで算出しています。

## (2) その他の事業

第3期計画量の見込み量及び実績（上段が第3期計画の見込み量、下段が実績）

事業名	項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業	実施箇所	16か所	16か所	17か所
		18か所	19か所	19か所
	実利用人数	19人	21人	23人
		25人	21人	25人
延べ利用日数	996日	1,009日	1,022日	
	1,011日	642日	492日	
訪問入浴サービス事業	実施箇所	1か所	1か所	1か所
		1か所	1か所	1か所
	実利用人数	2人	3人	4人
		3人	3人	4人
知的障害者職親委託制度	実施箇所	2か所	2か所	2か所
		2か所	1か所	0か所
	実利用人数	2人	2人	2人
		2人	1人	0人
障害者自動車運転免許取得助成事業	実利用人数	1件	1件	1件
		0件	0件	0件
身体障害者用自動車改造費助成事業	実利用人数	1件	1件	1件
		1件	2件	2件

※平成26年度実績値は、見込みで算出しています。



## 第4章 障害福祉計画の基本目標

障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念、並びに匝瑳市障害者計画における基本理念である「安心して、地域で暮らせるまちづくり」を踏まえ、本計画では第1期障害福祉計画に掲げた次の3つの基本目標を継承し、その推進を図ります。

### 1. 自己選択・自己決定の保障

「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害の種別や程度に関わらず、障害者が自ら居住場所や受けるサービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていきける環境づくりを進めます。

### 2. 三障害共通のサービスの提供

市が中心となって、社会福祉法人、医療法人、企業・組合、NPO、個人など、地域の福祉資源を最大限に活用しながら、身体障害、知的障害、精神障害の三障害共通の多面的なサービスを提供いたします。

### 3. 地域生活移行の推進と就労支援

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、入院者・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から、就労支援の強化を図ります。

# 第5章 地域生活移行と就労支援の数値目標

## 1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

「福祉施設入所者の地域生活移行」の成果目標について、県は「国の基本方針に基づく方向性」として「平成25年度末における施設入所者の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行することを基本とする」としています。

県の示した方向性を踏まえ、第4期計画では入所施設から地域生活に移行する人数の目標を8人と設定します。

「福祉施設入所者の地域生活移行」の目標

項目	数値	備考
計画当初時点の入所者数	58人	平成17年10月時点
平成25年度末の入所者数	59人	
平成29年度末までに入所施設から地域移行する人数の目標	8人 (13.6%)	施設入所者のうち、グループホーム、福祉ホーム、一般住居へ移行する人数（県の目標割合は12%以上）

## 2. 福祉施設から一般就労への移行

### (1) 福祉施設から一般就労への移行者数

「福祉施設から一般就労への移行者数」の目標について、県は「国の基本方針に基づく方向性」として「平成29年中に一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上にすることを基本とする」としています。

県の示した方向性を踏まえ、第4期計画では平成29年度における福祉施設から一般就労への移行者数の目標を12人と設定します。

「福祉施設から一般就労への移行者数」の目標

項目	数値	備考
平成24年度に福祉施設から一般就労に移行した人の数	6人	
平成29年度に福祉施設から一般就労に移行する人の数	12人	平成24年度実績の2倍

## (2) 就労移行支援事業の利用者数

「就労移行支援事業の利用者数」について、県は「国の基本方針に基づく方向性」として「平成 29 年度末における就労移行支援事業利用者数を平成 25 年度末から 6 割以上増加することを基本とする」という目標を示しています。

県の示した方向性を踏まえ、第 4 期計画では平成 29 年度末における就労移行支援事業利用者数の目標を 9 人と設定します。

「就労移行支援事業の利用者数」の目標

項 目	数 値	備 考
平成25年度末における就労移行支援事業利用者数	5人	
平成29年度末における就労移行支援事業利用者数	9人	平成25年度末利用者数から8割増 (県の目標設定は6割以上増)

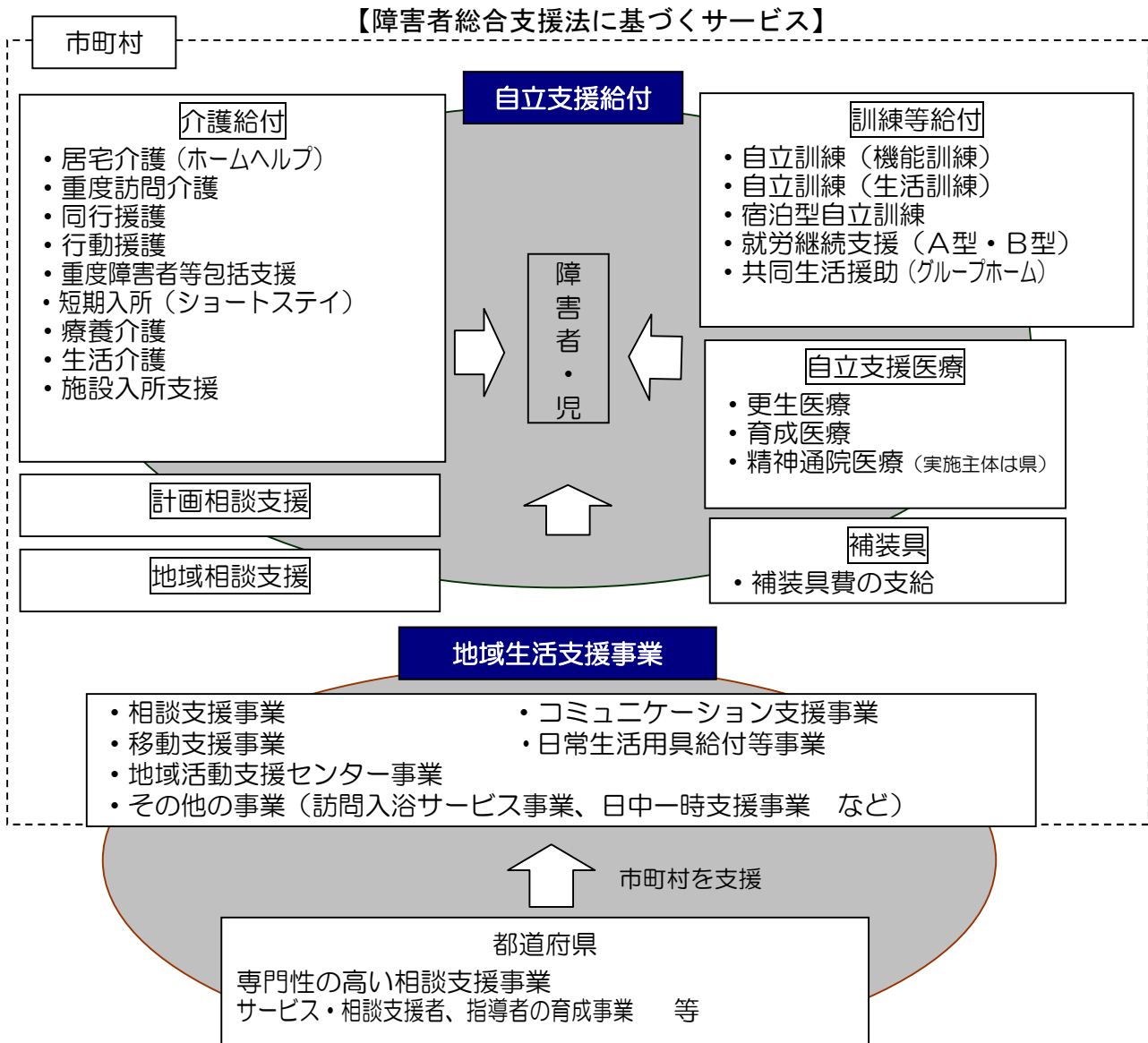
## (3) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

「就労移行支援事業所ごとの就労移行率」について、県は「国の基本方針に基づく方向性」として「平成 29 年度において、全体の 5 割以上の事業所が就労移行率 3 割以上を達成することを基本とする」という目標を示しています。

平成 26 年 12 月 1 日現在、本市内に就労移行支援事業所はありませんが、今後、第 4 期計画期間中に新規事業所が開設された場合には、県の示した方向性を踏まえ、全体の 5 割以上の事業所が就労移行率 3 割以上を達成することを目標とし、就労移行支援事業所の指定権限を持つ都道府県と連携して目標の達成に向けた取組を行っていきます。

# 第6章 サービス事業量の見込みと提供体制

## 障害福祉計画のサービスメニュー



【児童福祉法に基づくサービス】

市町村		
障害児通所支援	児童発達支援	①児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域にいる障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施
	医療型児童発達支援	②児童発達支援事業 通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

都道府県		
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供します。 また、医療型は、このほか医療も提供します。 18歳以上の障害児施設入所者には、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供します。
	医療型障害児入所施設	

# 1. 障害福祉サービス・障害児通所支援

## (1) 訪問系サービス

[サービス内容]

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。サービス内容は表の通りです。

訪問系介護給付サービスの内容

名称	対象者	内容
居宅介護	○障害支援区分1以上の方	○自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行うサービス
重度訪問介護	○重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方（障害支援区分4以上）	○自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行うサービス
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する方 ○身体介護を伴わない場合 同行援護アセスメント票の項目において一定以上のスコアの者 ○身体介護を伴う場合 同行援護アセスメント票の項目において一定以上のスコアの者であり、かつ障害者支援区分が2以上	○移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援 ○移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護 ○排出、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
行動援護	○知的障害や精神障害によって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする方（障害支援区分3以上）	○行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行うサービス
重度障害者等包括支援	「常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い方（障害支援区分6）」のうち次の方が対象となる。 ①「四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態の障害者で、かつALS患者など、呼吸管理を行っている身体障害者または最重度の知的障害者」 ②「強度行動障害のある重度・最重度の知的障害者」	○心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護等）を包括的に提供するサービス

〔事業量見込み〕

第4期計画の見込み量

サービス名		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	居宅介護	延時間/月	1,235	1,292	1,349
		実人/月	65	68	71
	重度訪問介護	延時間/月	400	400	400
		実人/月	2	2	2
	同行援護	延時間/月	58	58	58
		実人/月	5	5	5
	行動援護	延時間/月	28	28	28
		実人/月	2	2	2
	重度障害者等包括支援	延時間/月	248	248	248
		実人/月	1	1	1

〔提供体制の確保策〕

障害者本人や介護者の高齢化、施設入所者や長期入院者の地域移行などにより、市内における在宅生活支援のニーズは今後も増加していくことが予想されます。

こうしたニーズが充足できるよう、相談支援事業所や既存のサービス提供事業所との連携体制の強化を図るとともに、新規事業所開設のための支援を行うことで、サービス提供体制を確保していきます。

## (2) 日中活動系サービス

### ① 生活介護・療養介護

[サービス内容]

生活介護は、「常に介護を必要とする障害者」に、「食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供する通所サービス」です。

療養介護は、「長期入院中で常に医療と介護の両方が必要な方へ日中活動の場を提供するサービス」です。

#### 生活介護・療養介護サービスの内容

名称	対象者	内容
生活介護	○常に介護を必要とする障害者のうち、 ① 50歳未満の場合は、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ② 50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	○地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供
療養介護	○医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ① ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の方 ② 筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で、障害支援区分5以上の方	○医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行う

[事業量見込み]

#### 第4期計画の見込み量

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	延人日/月	2,226	2,331	2,436
	実人/月	106	111	116
療養介護	延人日/月	186	186	186
	実人/月	6	6	6

生活介護の事業量について、施設入所者に関しては今後の入所施設数の増加が考えにくいことから平成26年度と同水準で見込み、在宅通所者に関しては特別支援学校卒業生の利用等を勘案し毎年度10%増を見込みます。

療養介護については、サービス提供事業所がごく少数に限られていることから、事業量の増加を見込まず平成26年度と同水準を見込みます。

[提供体制の確保策]

施設利用者のニーズや、施設運営法人の意向を尊重しつつ、新規利用者のサービス利用開始の支援や現在のサービス利用者への支援体制の強化によりサービス提供体制の確保をしていきます。



## ② 短期入所

[サービス内容]

短期入所（ショートステイ）は、自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。

### 短期入所サービスの内容

名称	対象者	内容	実施施設
短期入所 （福祉型）	① 障害支援区分1以上の方 ② 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童	○入浴、排せつ及び食事等の介助 ○見守りやその他必要な支援	○障害者支援施設等
短期入所 （医療型）	① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている、障害支援区分6の方 ② ALS患者や重症心身障害者で、障害支援区分5以上の方	○入浴、排せつ及び食事等の介助 ○見守りやその他必要な支援 ○医療ニーズの高い障害者・児への計画的な医学管理や療養上必要な措置	○病院、有床診療所、介護老人保健施設

[事業量見込み]

### 第4期計画の見込み量

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期入所（福祉型）	延人日/月	175	183	192
	実人/月	17	18	19
短期入所（医療型）	延人日/月	25	26	27
	実人/月	4	4	4

[提供体制の確保策]

既存の実施事業所のサービス提供体制が維持されるよう支援するとともに、実施事業所及び相談支援事業所との連携体制の強化を図り、限られた利用定員の中で利用ニーズが最大限に充足されるよう努めます。

### ③ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練

〔サービス内容〕

自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、入所施設や医療機関の退所・退院者や特別支援学校卒業生などを対象に、地域生活への移行を図る上で必要な、身体的リハビリテーションや生活リハビリテーションを行うサービスです。

宿泊型自立訓練は、地域移行に向けてADLの向上を目指す自立訓練（生活訓練）対象者に対して、昼夜を通じた泊まりによる訓練を提供するサービスです。

自立訓練サービスの内容

名称	対象者	内容	利用期間
自立訓練 （機能訓練）	<p>○地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等を図るため、一定の支援が必要な身体障害者</p> <p>① 入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方</p> <p>② 特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方</p>	<p>○理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行い、身体機能や生活能力の維持・向上を図る</p>	○18か月以内
自立訓練 （生活訓練）	<p>○地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等を図るため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者</p> <p>① 入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方</p> <p>② 特別支援学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方</p>	<p>○食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行い、生活能力の維持・向上を図る</p>	○24か月以内 （長期入院者の場合は36か月以内）
宿泊型 自立訓練	<p>○自立訓練（生活訓練）対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な方</p>	<p>○居室、その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の支援を行う</p>	○24か月以内 （長期入院者の場合は36か月以内）

〔事業量見込み〕

第4期計画の見込み量

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練（機能訓練）	延人日/月	23	23	23
	実人/月	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	延人日/月	114	114	114
	実人/月	6	6	6
宿泊型自立訓練	延人日/月	31	31	31
	実人/月	1	1	1

〔提供体制の確保策〕

今後、長期入院・入所者の地域移行の動きが進展することに伴って、利用ニーズが高まることが予想されますが、サービス提供事業所数が限られているため、医療機関及び入所施設、サービス提供事業所、相談支援事業所との相互連携体制の強化を図り、限られた利用定員の中で利用ニーズが最大限に充足されるよう努めます。

④ 就労移行支援・就労継続支援（A型／B型）

〔サービス内容〕

就労移行支援は、企業等への一般就労を目指す方に対して事業所内での作業訓練や企業等での職場実習を実施し、就労後は職場定着支援を行うサービスで、標準的な利用期間は24カ月とされています。

就労継続支援は、企業等で一般就労が困難な方に対して就労の機会を提供するサービスです。利用者と事業所が雇用契約を結ぶ就労継続支援A型と、雇用契約を結ばない就労継続支援B型があり、利用期間は特段定められていません。

就労移行支援・就労継続支援サービスの内容

名称	主な対象者	内容
就労移行支援	○一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方	○事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行う（標準利用期間24か月以内）
就労継続支援（A型）	①就労移行支援を利用したものの企業等の雇用につなげられなかった方 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行った	① 通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供 ② 一般就労に必要な知識・能

名称	主な対象者	内容
	が、企業等の雇用に結びつかなかった方 ③就労経験のある方で、現在雇用関係がない方	力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う
就労継続支援（B型）	①企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった方 ③①②に該当しない方で、50歳に達している方や試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された方	① 通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない） ② 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う

## 〔事業量見込み〕

### 第4期計画の見込み量

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労移行支援	延人日/月	133	152	171
	実人/月	7	8	9
就労継続支援（A型）	延人日/月	23	23	23
	実人/月	1	1	1
就労継続支援（B型）	延人日/月	836	918	1,017
	実人/月	51	56	62

### 〔提供体制の確保策〕

サービス提供事業所や県、ハローワーク、就業センター等と連携しながら、就労へのステップアップのための適切なサービス提供を行うため、既存の事業所との連携体制の強化および新規事業所開設の促進をしていきます。

### (3) 居住系サービス

#### ① 施設入所支援

[サービス内容]

「施設入所支援」の対象者は、「①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の方（50歳以上の場合は区分3以上）、②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方」となります。、自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます。

[事業量見込み]

第4期計画の見込み量

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	実人/月	60	60	60

[提供体制の確保策]

入所施設との連携を強化するとともに、現在の施設入所者の地域移行を推進することにより、入所待機者の削減と新たな入所希望者への対応のためのサービス提供体制の確保を行います。

#### ② 共同生活援助

[サービス内容]

就労や日中活動を行いながら共同で生活する場として、訓練等給付の「共同生活援助（グループホーム）」があります。従来の共同生活介護（ケアホーム）については、障害者総合支援法の改正により平成26年4月から共同生活援助（グループホーム）に一元化されており、一元化後の共同生活援助（グループホーム）については、障害支援区分の認定にかかわらず利用することが可能です。

食事等の介護については利用者のニーズに応じて提供されることとなりますが、介護の提供形態によって「介護サービス包括型」と「外部サービス利用型」の2種類に分けられています。

共同生活援助の内容

名称	事業者の種類	介護の提供方法
共同生活援助 (グループホーム)	介護サービス包括型	生活支援員(介護スタッフ)が配置されており、共同生活援助事業者が自ら介護を行う
	外部サービス利用型	介護を必要とする利用者に対しては、外部の居宅介護事業者へ委託して介護を提供する

[事業量見込み]

第4期計画の見込み量

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	実人/月	26	28	30

[提供体制の確保策]

今後、施設入所者や長期入院者の地域移行の促進による利用の伸びが予想されるため、既存の事業者の支援や新規事業所開設の促進に努めていきます。

## (4) 障害児通所支援

### ① 児童発達支援

[サービス内容]

就学前の障害児や療育を必要とする児童を対象に、日常生活における基本的動作や知識技能を習得し集団生活に適応することができるよう指導・訓練を行う通所サービスです。

上記の福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて医療行為を行う「医療型」があります。

#### 児童発達支援の内容

名称	対象者	内容
児童発達支援	○療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児 (障害者手帳の有無は問わない)	○日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う
医療型児童発達支援	○肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた障害児	○児童発達支援及び治療を行う

[事業量見込み]

#### 第4期計画の見込み量

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	延人日/月	230	250	280
	実人/月	23	25	28
医療型児童発達支援	延人日/月	10	10	10
	実人/月	1	1	1

[提供体制の確保策]

平成27年度から本市が開設している匝瑳市マザーズホームの利用定員を拡大し、療育を必要とする児童が速やかに支援を受けることができるよう体制を強化します。

また、近隣の事業者及び相談支援事業所と連携し利用ニーズの充足を図ります。

## ② 放課後等デイサービス

[サービス内容]

就学中の障害児に対して、学校の授業終了後や休業日に、生活能力向上のための訓練や社会交流の促進等の支援を行う通所サービスです。

療育支援を提供するだけでなく障害児の居場所としての機能があり、障害児の学童保育としての役割を担っています。

放課後等デイサービスの内容

名称	対象者	内容
放課後等 デイサービス	○学校教育法第一条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了日又は休業日に支援が必要と認められた児童 （障害者手帳の有無は問わない）	○生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う

[事業量見込み]

第4期計画の見込み量

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
放課後等デイサービス	延人日/月	308	420	504
	実人/月	22	30	36

[提供体制の確保策]

第3期においては、本市内又は近隣市町にサービス提供事業所が新規開設されるごとに利用量が飛躍的に増加する傾向があり、潜在的な利用ニーズは非常に高いものと予想されます。

第4期では相談支援事業所や既存のサービス提供事業所との連携体制のさらなる強化を図り利用ニーズの把握に努めるとともに、新規事業所開設を推進することでサービス提供体制の拡大に努めていきます。



### ③ 保育所等訪問支援

[サービス内容]

障害児支援に関する専門的な知識・技術を持った児童指導員や保育士が、保育所等を2週間に1回程度訪問し、障害児や保育所等のスタッフに対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

#### 保育所等訪問支援の内容

名称	対象者	内容
保育所等訪問支援	○保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等の児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、施設を訪問し専門的な支援が必要な障害児 (障害者手帳の有無は問わない)	○保育所等における集団生活の適應のための専門的な支援を行う ・障害児本人に対する支援(集団生活適應のための訓練等) ・訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法の指導等)

[事業量見込み]

#### 第4期計画の見込み量

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保育所等訪問支援	延日/月	2	4	6
	実人/月	1	2	3

[提供体制の確保策]

既存の障害児通所支援事業者や相談支援事業所、保育所等との連携体制の強化を図り利用ニーズの把握に努めるとともに、新規事業所開設の促進に努めます。

## (5) 計画相談支援・障害児相談支援

[サービス内容]

平成27年4月以降、原則としてすべての障害福祉サービス又は地域相談支援の利用者は、障害者総合支援法に基づく計画相談支援の対象となります。ただし、障害児通所支援の利用者に関しては、児童福祉法に基づく障害児相談支援の対象となります。

計画相談支援では、サービス等利用計画を作成する「サービス利用支援」と、サービス利用開始後に利用状況の検証（モニタリング）を行う「継続サービス利用支援」があります。

### 計画相談支援・障害児相談支援の内容

名称	主な内容	
計画相談支援	サービス利用支援	○障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行う
	継続サービス利用支援	○支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行う
障害児相談支援	障害児支援利用援助	○障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行う
	継続障害児支援利用援助	○支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行う

[事業量見込み]

### 第4期計画の見込み量

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	実人/月	49	54	59
障害児相談支援	実人/月	16	22	25

[提供体制の確保策]

地域における相談支援事業所との連携を強化し、サービス提供体制を確保していきます。

## (6) 地域相談支援

[サービス内容]

知的障害者や精神障害者が、居宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を図るための支援を行う「地域移行支援」と常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を図るための支援を行う「地域定着支援」があります。

### 地域移行支援・地域定着支援の内容

名称	主な対象者	内容
地域移行支援	○障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障害のある方 ○精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害のある方	○地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整を行う
地域定着支援	○居宅において単身その他の家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害のある方	○居宅で単身等で生活する者との常時の連絡体制を確保し、緊急訪問や緊急対応等の必要な支援を行う

[事業量見込み]

### 第4期計画の見込み量

サービス名	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度
地域移行支援	実人/月	1	2	3
地域定着支援	実人/月	1	2	3

[提供体制の確保策]

今後、施設入所者や長期入院者の在宅移行などによる利用の伸びが想定されるため、指定一般相談支援事業者との連携を図りながら、サービスの提供体制の確保に努めます。

## 2. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的、効果的に実施し、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

### (1) 市町村必須事業

#### ① 相談支援事業

[サービス内容]

障害者等が地域で暮らしていくため、自己選択、自己決定を最大限に尊重した上で、複数のサービスを重層的に活用していくための情報提供、サービス決定等の支援を行います。

名称	対象者	主な内容
障害者相談支援事業	○サービスを利用するすべての障害者、保護者又は介護者	①福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ②ピアカウンセリング ③権利の擁護のための援助（成年後見制度利用支援事業や虐待防止への対応を含む）
地域自立支援協議会		①福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保 ②困難事例への対応（協議、調整） ③関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議
市町村相談支援機能強化事業	○専門的な相談支援等を必要とする障害者、保護者又は介護者	○障害者相談支援事業の機能を強化するため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するもの。

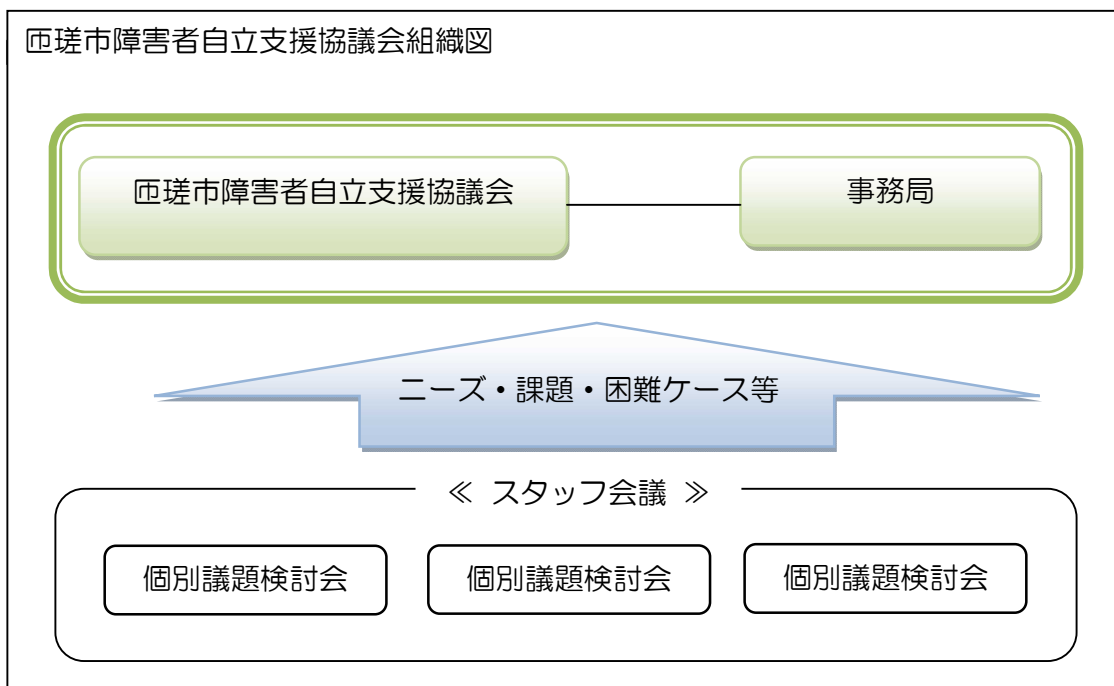
[事業量見込み]

第4期計画の見込み量

事業名	実施箇所数		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所
地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所
市町村相談支援機能強化事業	2か所	2か所	2か所

〔提供体制の確保策〕

匝瑳市障害者自立支援協議会による地域関係機関とのネットワークの構築や包括的な相談支援を行うとともに、障害の種類に関わらず対応できるよう相談支援機関に専門的職員を配置するなど、相談支援機能の強化に努めます。



## ② 成年後見制度利用支援事業

〔サービス内容〕

障害福祉サービスの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対して制度の利用を支援し、権利擁護を図るものです。

〔事業量見込み〕

第4期計画の見込み量

事業名	利用実人数		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	2人	3人	3人

〔提供体制の確保策〕

障害のある人の権利を守り、地域で安心して生活できるよう関係施設等と連携し、成年後見制度のさらなる利用促進を図ります。

### ③ コミュニケーション支援事業

[サービス内容]

コミュニケーション支援事業は、聴覚、言語・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者等の派遣を行います。

[事業量見込み]

#### 第4期計画の見込み量

事業名	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
コミュニケーション支援事業	手話通訳	7人	7人	8人
	要約筆記	3人	3人	3人
	設置事業者	1か所	1か所	1か所

[提供体制の確保策]

障害者一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

### ④ 日常生活用具給付等事業

[サービス内容]

障害者等の在宅生活を支援するため、日常生活用具給付等の助成を行っています。

#### 日常生活用具給付等事業の内容

事業区分	内容例
介護訓練支援用具	○特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	○入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害者の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	○電気式たん吸引機や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	○点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	○ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品
住宅改修費	○小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成

[事業量見込み]

第4期計画の見込み量

事業名	給付等延件数		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日常生活用具給付等事業	844件	858件	875件
介護訓練支援用具	6件	6件	7件
自立生活支援用具	6件	6件	7件
在宅療養等支援用具	5件	6件	7件
情報・意思疎通支援用具	5件	6件	7件
排泄管理支援用具	820件	832件	844件
住宅改修費	2件	2件	3件

[提供体制の確保策]

障害者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

## ⑤ 移動支援事業

[サービス内容]

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

[事業量見込み]

第4期計画の見込み量

事業名	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	実施箇所	11か所	11か所	11か所
	実利用人数	18人	19人	20人
	延べ利用時間数	2,100時間	2,220時間	2,330時間

[提供体制の確保策]

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、需要の伸びが生じた際には、提供量の拡大や新規事業参入を促進していきます。

## ⑥ 手話奉仕員養成研修事業

〔サービス内容〕

聴覚障害者の手話コミュニケーションの保障を推進するため、手話奉仕員養成講座を実施します。

〔事業量見込み〕

第4期計画の見込み量

事業名	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	実利用人数	2人	2人	6人

平成29年度の事業量は、実利用人数6人と見込みます。

〔提供体制の確保策〕

事業の周知、および利用の促進を図り、適切な事業運営に努めます。

## ⑦ 地域活動支援センター事業

〔サービス内容〕

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業を実施し、障害のある人の地域生活支援を行います。

地域活動支援センター事業例

区分	事業内容等	職員配置	利用定員
基礎的な事業	○創作的活動、生産活動、社会との交流の促進	○2名以上（うち1名は専従）	特になし
機能強化事業	Ⅰ型 ○専門職員を配置し、医療・福祉関係機関や地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域における住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発などを行う	○基礎的な事業の職員の他に1名以上を配置し、うち2名以上が常勤。	○1日あたりの実利用人員が概ね20名以上
	Ⅱ型 ○在宅の障害のある人のうち、地域での就労が困難な人が通所し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを受ける	○基礎的な事業の職員の他に1名以上を配置し、うち1名以上が常勤。	○1日あたりの実利用人数が概ね15名以上
	Ⅲ型 ○これまでの小規模作業所を想定した上乗せ的な機能強化。小規模作業所としての運営実績が5年以上であることが要件	○基礎的な事業の職員のうち1名以上が常勤。	○1日あたりの実利用人員が概ね10名以上



[事業量見込み]

事業名		項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター事業	Ⅰ型	実施箇所	1か所	1か所	1か所
		実利用人数	5人	5人	7人
	Ⅱ型	実施箇所	1か所	1か所	1か所
		実利用人数	32人	32人	33人
	Ⅲ型	実施箇所	0か所	0か所	0所
		実利用人数	0人	0人	0人

[提供体制の確保策]

既存事業所での適切な事業運営を促進するとともに、他の参入意向についても積極的に受け入れていくよう努めます。

## (2) その他の事業

### ① 日中一時支援事業

[サービス内容]

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。

具体的には、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守りを行い、社会に適応するための日常的な訓練などを行います。

[事業量見込み]

第4期計画の見込み量

事業名	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	実施箇所	18か所	18か所	18か所
	実利用人数	25人	25人	26人
	延べ利用日数	620日	620日	640日

[提供体制の確保策]

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、需要の伸びが生じた際には、提供量の拡大や新規事業参入を促進していきます。

## ② 訪問入浴サービス事業

〔サービス内容〕

家庭における入浴が困難な在宅の重度身体障害者に対して訪問入浴車を派遣し、定期的に入浴サービスを行います。

〔事業量見込み〕

第4期計画の見込み量

事業名	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス事業	実施箇所	1か所	1か所	1か所
	実利用人数	4人	4人	5人

〔提供体制の確保策〕

重度身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、サービスの質の向上、サービス提供体制の確保に努めます。

## ③ 知的障害者職親委託制度

〔サービス内容〕

知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。

〔事業量見込み〕

第4期計画の見込み量

事業名	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
知的障害者職親委託制度	実施箇所	1か所	1か所	1か所
	実利用人数	1人	1人	1人

〔提供体制の確保策〕

知的障害者の生活指導、技能訓練を行うことによって、雇用の促進、職場における定着性を高めるため、サービスの継続的な提供に努めます。

## ④ 障害者自動車運転免許取得助成事業

〔サービス内容〕

身体障害者が、就労等社会活動への参加のため免許を取得しようとする場合、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

〔事業量見込み〕

第4期計画の見込み量

事業名	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者自動車運転免許取得 助成事業	実利用人数	1人	1人	1人

〔提供体制の確保策〕

事業の周知を図り、利用の促進に努めます。

⑤ 身体障害者用自動車改造費助成事業

〔サービス内容〕

重度身体障害者が自立した生活、社会活動への参加及び就労のために、自ら所有し運転する自動車を改造する場合、改造に要する経費の一部を助成します。

〔事業量見込み〕

第4期計画の見込み量

事業名	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害者用自動車改造費 助成事業	実利用人数	2人	2人	3人

〔提供体制の確保策〕

事業の周知を図り、利用の促進に努めます。

# 第7章 地域における福祉基盤の強化

地域生活に必要な支援については、障害の種類、程度に応じた柔軟な対応が必要です。そのため、障害のある人に対する福祉基盤の充実を図ります。

## 1. 権利擁護の推進

障害のある人の権利擁護に向け、地域生活支援事業として実施する相談支援事業を中心とした体制づくりを進めるとともに、判断能力が十分でない人の権利擁護に取り組みます。

また、利用者が安心して福祉サービスを受けることができるよう、サービス事業者や関係機関との連携のもとに、サービスの質の確保・向上にむけた取り組みを推進します。

さらに、障害のある人に対する虐待について、早期発見・防止のための地域体制づくりを進めます。

施策名	内容等
権利擁護体制の整備	○地域自立支援協議会を中核として、障害のある人の権利擁護に関する関係機関の連携を図ります。
成年後見制度の普及と利用支援	○判断能力が十分でない人の権利を守るため、財産管理や身上監護に関する契約などを援助する成年後見制度についての普及に努めるとともに制度の利用支援に努めます。
福祉サービス利用援助事業の推進	○福祉サービスが十分に活用できない、身の回りのことや金銭管理ができないなど、判断能力が十分でない人を対象に匝瑳市社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業の推進を図ります。
虐待の早期発見、防止のための体制づくり	○警察、医療機関、サービス提供事業者、民生委員、児童委員などの関係機関や地域団体等の相互の連携を促進するとともに、地域自立支援協議会を活用し、障害のある人への虐待防止の取り組みを進めます。

## 2. 生活環境整備の推進

障害のある人が地域で生活するには、外出しやすい生活環境等の整備が必要です。安全確保に関わる活動を推進し、だれもが自らの意思で自由に行動し、積極的に社会活動に参加できるよう交通環境にも配慮したまちづくりを推進します。

施策名	内容等
福祉まちづくりの整備促進	○公共公益施設や公共交通機関のバリアフリー化。
福祉まちづくりの情報提供	○ユニバーサルデザインの視点による考え方の普及・啓発。
住宅改修助成制度の利用促進	○障害のある人が浴室、トイレ、玄関等の改修を行う場合に助成を行います。（日常生活用具給付等事業）
タクシー利用助成等	○重度の心身障害がある人が通院、会合等のためにタクシーを利用する場合に、料金の全部又は一部を助成します。
福祉カー貸付	○心身に障害がある者(児)等の社会参加を促進するためにワゴン車を貸し出します。

## 3. 災害時要援護者対策の強化

災害発生時において、一般的な避難所での生活が難しく特別な配慮が必要とされる障害者・児等の災害時要援護者を応急的に保護するため、平成27年1月現在、匝瑳市では市内の障害者支援施設をはじめ障害福祉関係7施設を福祉避難所として指定しています。

第4期においては、災害時要援護者の現況把握に努めるとともに、各施設の災害対策機能強化を推進し、災害時要援護者の安全確保に向けた体制整備を進めていきます。

## **第8章 計画の推進・評価**

### **1. 関係機関との連携強化**

本計画を推進するに当たり、関係機関、関係団体、障害当事者等との連携を図りながら、千葉県が定める障害保健福祉圏域内の自治体と調整を図り、総合的かつ効果的に施策を推進します。

### **2. 計画達成状況の点検及び評価**

本計画で示した各年度のサービス見込み量のほか、地域生活への移行が進んでいるかなど、計画の達成状況の点検・評価を匝瑳市障害者自立支援協議会において行い、事業や計画の見直し等に反映させていきます。

# 資料編

# 1 サービス見込み量総括表

## (1) 自立支援給付

第4期計画の見込み量

サービス名		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付	居宅介護	延時間/月	1,235	1,298	1,349
		実人/月	65	68	71
	重度訪問介護	延時間/月	400	400	400
		実人/月	2	2	2
	同行援護	延時間/月	58	58	58
		実人/月	5	5	5
	行動援護	延時間/月	28	28	28
		実人/月	2	2	2
	重度障害者等包括支援	延時間/月	248	248	248
		実人/月	1	1	1
	短期入所（福祉型）	延人日/月	175	183	192
		実人/月	17	18	19
	短期入所（医療型）	延人日/月	25	26	27
		実人/月	4	4	4
	生活介護	延人日/月	2,226	2,331	2,436
実人/月		106	111	116	
療養介護	延人日/月	186	186	186	
	実人/月	6	6	6	
共同生活援助	実人/月	26	28	30	
施設入所支援	実人/月	60	60	60	



第4期計画の見込み量

サービス名		単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	延人日/月	23	23	23
		実人/月	1	1	1
	自立訓練（生活訓練）	延人日/月	114	114	114
		実人/月	6	6	6
	宿泊型自立訓練	延人日/月	31	31	31
		実人/月	1	1	1
	就労移行支援	延人日/月	133	152	171
		実人/月	7	8	9
	就労継続支援（A型）	延人日/月	23	23	23
		実人/月	1	1	1
	就労継続支援（B型）	延人日/月	836	918	1,017
		実人/月	51	56	62
計画相談支援	実人/月	49	54	59	
障害児相談支援	実人/月	16	22	25	
地域移行支援	実人/月	1	2	3	
地域定着支援	実人/月	1	2	3	

第4期計画の見込み量

サービス名		単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児通所支援	児童発達支援	延人日/月	230	250	280
		実人/月	23	25	28
	医療型児童発達支援	延人日/月	10	10	10
		実人/月	1	1	1
	放課後等デイサービス	延人日/月	308	420	504
		実人/月	22	30	36
保育所等訪問支援	延人日/月	2	4	6	
	実人/月	1	2	3	

## (2) 地域生活支援事業

### 第4期計画の見込み量

サービス名		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援	障害者相談支援事業	実施箇所	3か所	3か所	3か所
	地域自立支援協議会	実施箇所	1か所	1か所	1か所
	市町村相談支援機能強化事業	実施箇所	2か所	2か所	2か所
成年後見制度利用支援事業		実人数	2人	3人	3人
コミュニケーション支援事業	手話通訳	延人数	7人	7人	8人
	要約筆記	延人数	3人	3人	3人
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	給付延件数	6件	6件	7件
	自立生活支援用具	給付延件数	6件	6件	7件
	在宅療養等支援用具	給付延件数	5件	6件	7件
	情報・意思疎通支援用具	給付延件数	6件	6件	7件
	排泄管理支援用具	給付延件数	820件	832件	844件
	住宅改修費	給付延件数	2件	2件	3件
移動支援事業		実施箇所	11か所	11か所	11か所
		実利用人数	18人	19人	20人
		利用時間数	2,100時間	2,220時間	2,300時間
手話奉仕員養成研修事業		実利用人数	2人	2人	6人
地域活動支援センター事業	Ⅰ型	実施箇所	1か所	1か所	1か所
		実利用人数	5人	7人	7人
	Ⅱ型	実施箇所	1か所	1か所	1か所
		実利用人数	32人	32人	33人
	Ⅲ型	実施箇所	0か所	0か所	0か所
		実利用人数	0人	0人	0人
日中一時支援事業		実施箇所	18か所	18か所	18か所
		実利用人数	25人	25人	26人
		利用日数	620日	620日	640日
訪問入浴サービス事業		実施箇所	1か所	1か所	1か所
		実利用人数	4人	4人	5人

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
知的障害者職親委託制度	実施箇所	1か所	1か所	1か所
	実利用人数	1人	1人	1人
障害者自動車運転免許取得助成事業	実利用人数	1人	1人	1人
身体障害者用自動車改造費助成事業	実利用人数	2人	2人	3人

## 2 匝瑳市障害者自立支援協議会規則

(設置)

第1条 市は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第1項及び障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の10の規定に基づき、相談支援事業その他の障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、匝瑳市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者福祉サービスその他の福祉サービスの利用に係る相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関する事。
- (2) 相談支援事業に係る困難事例（以下「困難事例」という。）への対応のあり方に関する事。
- (3) 障害者の支援に係るネットワークの構築に関する事。
- (4) 匝瑳市障害者計画及び匝瑳市障害福祉計画に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害者福祉に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、任命する。

- (1) 障害者団体の構成員
- (2) 保健又は医療に従事する者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 教育又は雇用関係機関の職員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により、市長が委嘱し、又は任命した委員の任期は、当該特定の地位又は職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 協議会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 7 条 委員長は、困難事例への対応その他委員長が必要と認める事項を調整するため、協議会の下部組織として、部会を設置することができる。

2 部会は、部会員 10 人以内で組織する。

3 部会員は、委員の属する機関又は団体の構成員のうちから委員長が指名する。

4 前項の規定にかかわらず、委員長は必要と認めるときは、委員の属する機関又は団体の構成員以外の者を部会員に指名できる。

(部会長等)

第 8 条 部会に部会長を置き、部会長は委員長が部会員のうちから指名する。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会員がその職務を代理する。

(部会の議事等)

第 9 条 部会の会議は、部会長が必要と認めるときに召集し、部会長が議長となる。

2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会長は、部会の設置目的を効果的に達成するために必要と認めるときは、部会員以外の者に対して部会に出席を求めて意見を聴くことができる。

4 部会長は、個別の困難事例への対応その他緊急性を有する部会を開催するときには、会議に出席する部会員を指名することができる。この場合において、第 2 項中「部会員の」とあるのは「部会長が指名する部会員の」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第 10 条 委員及び部会員は、個人情報その他会議を通じて知り得た情報を他に漏らしてはならない。当該職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 11 条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日の以後、最初に任命又は委嘱される委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

### 3 匝瑳市障害者自立支援協議会委員名簿

区 分		氏 名	団体名等
障害者団体の構成員	1	日 色 昭 浩	匝瑳市身体障害者福祉会
	2	山 崎 優 子	匝瑳市手をつなぐ育成会
	3	山 崎 照 子	千葉県視覚障害者福祉会匝瑳支部
	4	秋 葉 吉 男	匝瑳市聴覚障害者協会
	5	林 幸 子	東総地区自閉症協会
保健又は医療に従事する者	6	小 川 雅 博	(社) 匝瑳医師会
障害者の福祉に関する事業に従事する者	7	鶴之沢 勅 子	(福) 九十九里ホーム
	8	東 正 博	(福) 八光聴
	9	島 田 正 仁	(福) 野栄福祉会
	10	丸 山 久 美	中核地域生活支援センター 海匝ネットワーク
	11	白 井 正 和	地域生活支援センター友の家
	12	木 野 則 男	(福) 匝瑳市社会福祉協議会
	13	和 田 秀 一	障害者相談支援事業所聖マーガレットホーム
教育または雇用関係機関の職員	14	池 田 弘	千葉県立八日市場特別支援学校
	15	石 丸 卓 範	銚子公共職業安定所
	16	辻 内 理 章	東総就業センター
関係行政機関の職員	17	小 俣 勇	千葉県海匝健康福祉センター

## 4 用語の解説

### 〈あ行〉

#### 一般就労

- 通常の雇用形態のことで、労働基準法および最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。

#### ALS

- Amyotrophic Lateral Sclerosis の略。筋萎縮性側索硬化症。身体を動かすための神経系（運動ニューロン）が徐々に壊れていってしまうことにより、神経の命令が伝わらなくなって筋肉がだんだん縮み、力がなくなる病気をいう。一般的には、手足が先に動きにくくなる場合と、しゃべったり飲み込んだりする口の中が先に動かなくなる場合があり、最終的には手足と口の中の両方に障害が進行する。

#### NPO

- Non Profit Organization の略で、行政・企業とは別に社会的活動を行う非営利の民間組織のこと。平成 10 年、これに法人格を与えて活動を支援するための「特定非営利活動促進法」が成立した。

### 〈か行〉

#### グループホーム（共同生活援助）

- 障害者が、数人で共同生活を行う住居（アパート、マンション、一戸建て等）のこと。同居或いは近隣に居住している世話人が、食事の援助、掃除、洗濯等の日常生活関連動作の支援や相談等の日常生活上の援助を行う。入浴、排泄、食事の介護等は利用者のニーズに応じて提供されるが、その提供形態によって、生活支援員（介護スタッフ）が配置されている「介護サービス包括型」と、外部委託により介護を提供する「外部サービス利用型」に分かれている。

障害者総合支援法の改正により、平成 26 年 4 月より共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されている。

## 更生医療

- 18 歳以上の身体障害者が、その障害の程度を軽くしたり取り除いたり、または障害の進行を防ぐことが可能な場合に、医療費を助成する制度。

## 〈さ行〉

### 手話通訳者

- 手話通訳者とは、手話通訳技能認定試験に合格し登録を受けた者（手話通訳士）、県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者、あるいは、市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において手話奉仕員として登録された者のことをいう。

### 小規模作業所

- 小規模作業所とは、障害のある人、親、ボランティアを始めとする関係者で運営されている地域密着型の福祉施設であり、一般の企業等で働くことが困難な障害のある人の就労や日中活動の場の提供、日常的な相談支援や情報提供など、さまざまな機能を果たしている。障害種別や設置主体などにより、さまざまな形態・施設名称がある。

### 職親制度

- 理解のある事業主（職親）などが一定期間知的障害者を預かり、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性の向上を図る制度。

### ショートステイ

- 短期入所。障害者（児）の介護を行っている人の病気、その他の理由（私的な理由を含む）により、障害者（児）が居宅において介護を受けることができない場合に、障害者（児）が一時的に障害者施設等に短期間入所すること。

### 小児慢性特定疾患

- 治療が長期間にわたり医療費も高額となる 11 種の疾患。これらについて「小児慢性特定疾患治療研究事業」を行い、研究の推進と治療の確立・普及を図り、併せて医療費の給付により患者家庭の負担を軽減している。



## 自立支援協議会

- 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして導入された仕組みで、市町村が設置する地域自立支援協議会と都道府県が設置する都道府県自立支援協議会がある。地域自立支援協議会は、相談支援事業の中立・公平性確保及び相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を協議の場として設置されるもので、具体的には困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議等を行う。都道府県自立支援協議会は、地域自立支援協議会との連携のもと、地域における相談支援体制の支援や全県的な相談支援体制づくりのための協議等を行う。

## 身体障害者手帳

- 身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障害は、①視覚障害 ②聴覚又は平衡機能の障害 ③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 ④肢体不自由 ⑤内部機能障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫の機能障害）で、障害の程度により1級から6級の等級が記載される。

## 精神障害者保健福祉手帳

- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、一定の精神障害の状態にあることを証する。精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。

## 精神保健福祉士

- 精神保健福祉法に基づく精神障害者の社会復帰に関する専門職の国家資格。精神保健福祉士の登録を行い、その名称を用いて、専門的知識および技術をもって社会復帰に関する相談、助言、訓練等を行う者をいう。

## 成年後見制度

- 知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人の選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようするなど、これらの人を不利益から守る。

## 相談支援事業

- 障害者総合支援法に基づき市町村が実施する地域生活支援事業の一つ。市町村及び市町村が委託した相談支援事業者等が実施する。障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者や障害児の保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行う。

### 〈た行〉

## 地域活動支援センター

- 障害者総合支援法に基づき実施されている地域生活支援事業の一つで、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など、地域の実情に応じて市町村ごとに柔軟に実施できる事業。

## 特定疾患

- 難病のうち、難治度、重症度が高く、さらに患者数が少ない 56 の疾患。これらについて、「特定疾患治療研究事業」を行い、研究の推進と治療の確立・普及を図り、併せて医療費の給付により患者の負担を軽減している。

### 〈な行〉

## 難病

- 「難病」とは、原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれがある疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病、と定義されている。平成 25 年 4 月より障害者総合支援法に定める障害者・児の範囲に難病患者等が加わり、平成 27 年 1 月 1 日現在、151 疾病が障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象とされている。

## 日常生活用具

- 重度の障害者等の日常生活を容易にするための用具。視覚障害者用の点字タイプライター、電磁調理器や聴覚障害者用の通信装置、情報受信装置、肢体不自由者用の特殊寝台、入浴補助用具などがある。

## ノーマライゼーション

- 障害者を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

### 〈は行〉

## ピアカウンセリング

- 障害者等が、自らの体験に基づいて同じ仲間である障害者等の相談に応じ、問題解決を図ること。「ピアカウンセラー」は、その相談に応じる人のこと。

## 補装具

- 身体障害者（児）の失われた身体機能を補完または代替し、日常生活などの能率の向上を図るための用具。視覚障害者用の盲人安全つえ・義眼、聴覚障害者用の補聴器、肢体不自由者用の車いす・義手・義足などがある。

### 〈ら行〉

## リハビリテーション

- 障害者等に対し機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、障害者のライフステージのすべての段階においての全人間的な復権に寄与し、障害者の自立と社会参加をめざすものとして、障害者福祉の基本的理念となっている。

## 療育手帳

- 児童相談所または知的障害者更生相談所において「知的障害」と判定された者に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。障害の程度により千葉県では6段階に区分している。



**第4期匝瑳市障害福祉計画**

**平成27年度～平成29年度**

発行日 平成27年3月

発行者 匝瑳市

編集 匝瑳市 福祉課

住所 〒289-2198 千葉県匝瑳市八日市場八793番地2

電話 0479-73-0096